

藩政時代の農民

集録・解説 羽 柴 弘

農政の方針

…推現様御代毎年 秋先に至り諸御代官衆支配所へ御殿下され候節は、何れも御前へ召され、御直に上意を成し下さるる節、兼々も御聞かざるる通り、郷村百姓共をば、死ぬ様には必様ばと合点いたして、收納申付る様にとこれ有る上意をば、仰せ成されたる事也。(落穂集)

① 徳川家康 ② 生きられる最少限のものを成し、あとは全部しほうりとすること ③ 徳川幕府の百姓処遇の姿勢がうかがえる。

田畑・水代売買の禁令

寛永二十年未三月

堤、川除、普請、其外在方取扱之儀に付御書付、身上よき百姓は田地を買取り、いよいよ宜しくなり、身代成らざるものは田島、法却せしめ、猶々身上成るべからざるの間、向後田島売買、停止たるべき事。(御触書實保集成)

① 洪水に荒される河岸の修復工事 ② 財産がたぐんがある

③ 財産のないもの、④ 売りはらう、⑤ 土地売買の禁止

——よく解釈すれば土地持百姓の保護安定であるが、いかにある小作、水呑百姓はいつまでたつても浮かばれない。

分地制限令

① 名主・百姓、各田畑持候大積、名主ニ拾石以上、百姓拾石以上、夫より内持候ものは、石高双取りに分け申すまじき旨仰せ渡され、畏、又奉り候、若相背き候はば、何様の事にも仰せ付けらる可き事。(位簿案)

② 百石以下は分地が出来ない、③ 起算されること

——当時の収穫高(上中下で差異ある)及当五割かいたこと、つまり二石であるから、十石なら大凡そ五段、それ以下は分地が出来ない。農家では長子だけが一括相続、次男以下は養子に行くか、他家へ使用人に甘んずる外なかつた。

農地の分割による零細化を防ぎ、年貢収納の安定化を目かつた施策であつた。

慶安御觸書

一、公儀御法度を恐れ、地頭・代官之事おろそかに存せず、さて又名主・組頭をば真の親ともおもふべき事。

二、名主・組頭を仕る者、地頭・代官の事を大切に存じ、年貢を能く納し、公儀御法度を背かず、小百姓身持を能く仕る様申し渡すべし。

三、酒・茶を買ひ、の及申すまじく候。妻子同前の事。

四、百姓は、分別もななく末の考もなき者に候ゆえ、秋に成り候へば、米・雑穀をむぐと妻子にもくわせ候。いづも正月・二月・三月時分の心きもち、食物を大切に仕るべく候につき、雑穀束一に候間、米を多く喰いつぶし候はぬように仕るべく候。(茶令拾遺)

① 幕府およびその政令をさす。

——幕府が政治の姿勢、とくに百姓観がよくうかがえる。百姓こそ忘れな存在であつた。

藩祖高政勸農の校書

校

- (一) 耕作はつれ候時分は、おとこの儀は申すに及ばず、をんなもあり次第まかり出で、田島の草と申すべく候。田島のくさは一番くさ二番三番四番くさまでと申すべき事
  - (二) 田島仕つけ候時分、おとこの儀は申すに及ばず、をんなもうち居候は、見あひ次第にや、ゆうめい(窮命)せしむべき事。
  - (三) かうさく仕つけ候間、朝めしもひるめしも夕めしも、女らもかうさく場に持出しくわせ申すべく候。宿にもどりめしたべ候は、曲言(新する)たるべき事。
  - (四) 野原に牛馬つなぎ候事はくろしからず候。田島ちかき所にむさと牛馬をはなちおき候事くせごとにて候。此後牛馬さはなちおき、田島の立毛(稲や麦などの穂)くわせ候は、其牛馬のぬし、くせごとにおこなうべき事。
  - (五) ぬちより外、田島の中をすぢかいたとおき候事くせごとにて候。決度(かたど)の旨堅く御中相ふれ、此のちとおきしもの候は、からめとり此方につれきたり候は、徳美加うべき者也。
- 右条々御内其庄屋として堅く相ふれ申す可く候。若此の旨相そむくものあらば、くせごとにおこなうべきもの也。

慶長十一年正月二十四日

伊勢 守(花押)

この校書は津久見村下野村大庄屋宛のものか現存する。鶴屋城竣工の年、はじめに全領内に出した農耕奨励の勅書である。五か条の趣き、くわしく読めばなかなかな

白い。耕作しつたの時期、当地方では根付け時というが、夕めしも野良で食わせよとはちと酷である。第四條の、地元の御佃をすぢかいに通つたものを告発すれば、褒美をやるというところは、どうもいたたけない。

正月五日より休業のすすめ

態と申触候

(番江新請事 塩月正行氏藏)

- (一) 来年は普請諸事、役目免じ申すべく候間、其心中にて、正月五日より荒地田島起し申すべく候。荒地に無き所は、きりはたなりと申すべく候事。
- (二) 井戸不足なる所は、ほりたし申すべく候。
- (三) 井手普請、正月五日より急度(いそぎ)仕るべき事。一面々家普請油断なく致し、有付き候様仕るべく候事。家おらばきかやがき仕り候儀、惣じて無用に候。ぬりかべに重々念を入れ、つらさを返し申すべく候。あらがきなどは火用心悪敷候間、斯く申遣候。
- (四) 前より走り候百姓(他國へ逃亡の百姓)に北有らば、役目等免じ申すべく候間、罷り帰るべき由申触候て、よびこし申すべく候。他所他國より参り候百姓共これ有らば、馳走致し有付き申すべく候。

尚、圖書、九左衛門、主殿より申し遣はすべく候。

十二月五日

伊勢 守 高政(花押)

いんくし

源四郎へ

佐伯藩の苑政は、前向きであり、百姓の立場をかぎり理解しなから、きめ細かにとらえていること、かうかがえて面白い。荒地の開墾、灌漑井手、水路、井戸作りなどは、当然、減水時、農閑期の正月早々から手がけることを奨めている。よいお触書である。

大嶋開発の奨励

当大嶋浦の儀、屋敷方の儀は申すに及ばず、野にても山にても竹木伐りはらい、妻なり共粟なり共作備申すべく候。年貢の儀は永代免じとらせ候間、作取りに致すべく候。堅く其意を得、怒き作り取る可き者也。

元和四年 十一月廿九日

伊勢守 高 政(花押)

大嶋の庄屋 市兵衛方へ

大嶋(鶴見所大嶋)の開発奨励が、年貢永代免除といふことになると少し変であるがこれには他意があつてのことと推測している。とにかく鳥に定住することとわつさとなつてすすめたのである。この文書は大嶋地下の神崎信房氏の家に現存している。

御仕置五人組帳抄

文化十二年のもの(農耕関係のもの抜粋) 佐伯市下堅田渡越(足田正己氏所蔵) (頭書番号は五人組帳掲出の順番を示す)

(一) 御治世の御患を請、百姓安楽心(心)俵耕芸(耘) 時に随ひ農業相勤候事夫々の者迄朝暮難有可奉存候事。

(二) 百姓身持の儀聊(聊)にても奢(奢)を聞敷儀不仕、惣て目立候家作不仕、并衣類の儀庄屋(庄屋)妻(妻)子(子)ヲ始、ホ々の者迄絹細類は袖口半襟等にも不仕、都て百姓に不似合品着用仕聞敷候。尤無益の器物等々不相調、第一農業昼夜無油断出精仕、油方山方稼助成に可成儀は見斗(斗) 稼之諸物潤沢に、濃ニ遣ひ捨不申、食物は雜穀を第一にいたし尤幼少又は年寄候て稼不成ものは、草木の実葉根其外

時々の物を取置候て夫食(食)のたりにいたし雜穀ヲ貯置、凶年の節不及飢に、百姓相続候様ニ兼て心掛(心掛)はけむ(けむ)キ事。

(三) 氷穀の類損失無之能出米候様心掛可申候 尤有米田畑損毛無之様被 仰出候 若疎略にいたし少の所にては荒作の様於致置は吟味の上地主ハ不反申、庄屋組頭迄急度可申付候 独身の百姓、長煩又は夫ハ離れ、或は幼少にて親に離れ耕作を仕付難成者有之は庄屋組頭立会村中助令、田畑不荒廢に可仕候。且又かたわに成り又反不意の難にあり身上衰難立者有之日、親類は不中庄屋組頭申合助抱心添可致事。

(四) 田畑少の所成共荒地起返又は切添切開等仕候日、夫と互老歩の折友りといふとも、無隱可申出、若隱田隠野の地有之は当人は不及申、詮議の上隣地の者并其村庄屋組頭五人組迄 急度可為曲事。

(五) 付り、本田畑に煙草仕候儀 御停止候事。 百姓持高(高)申儀、老人前拾石(石)の内ニ当り候日配当不仕、不致惣領ニ讓へし、惣て分地致候とも或は新規ニ百姓有付候日可注進、跡式の儀存生の内庄屋組頭立会書付等致置、後日出入無之様兼て可心掛事。

(六) 御年貢米の儀前々の通随分致吟味、米俵米格入念 初秋稻刈上候節々百姓銘々作高の内、上米の分御年貢米除置 下米の方を以作徳飯米又日小作入上米に可仕候 尤繩俵格極、入念 郷中定の通貫目相揃様可仕事。

(七) 御年貢引受欠落致百姓有之は、其五人組庄屋組頭日不反申、惣百姓迄可割掛候間、初秋より御年貢の儀五人組限り致吟味 滞儀有之候日庄屋組頭相談の上、其旨書付を以致注進差回可請事。

(外有略)

② 年貢上納準備の通達

覚

御年貢上納之時節ニ相成候間、道橋丈夫ニ令修復口上取揚等ニ罷出候者共、火之元炭刺之無之様精々心を配り夜分臥立候節は火の廻り不怠様別而入念可申、且又紛敷旅人物資等糶ニ為入心申間敷、兼而申付置候通例之場所江停止札建置、若入込候は早々送り出し一宿も貸申間敷候。假令御領内之寺社山伏たりとも諸上納皆済無之内施無用ニ候間、右之趣未々百姓共迄可申間候。此廻状令請印、早々順達、留人吉野半太夫方へ可相返候以上

成 九月六日

山 田 藤 左 衛 門  
古 頃 五 郎 左 衛 門

(此狀 十二日 受取)

山口、古賀は時の郡奉行、廻状を出したるが九月六日、頼達されて赤木村に届いたのが九月六日、大急ぎに写書をととり、廻状には請印をして、次の大庄屋に送った。この通達写は次の通り共直川村安藤大庄屋跡にある。

③ 年貢比皆納挨拶

覚

右者当中歳、御年貢米之儀十月廿九日初納相納、十二月五日皆済仕候、尤其節代勤安藤弥十郎、小庄屋指左衛門、皆合兼右衛門、罷出首尾能相納、御家老、御番頭、御郡代、其外御勘頭、御代官其外御役掛皆々廻勤仕、同日罷返り申候、以上

萬延元年申年十二月六日

——この二通は赤木村大庄屋安藤佐平の賞書、留書で、當時の農民生活についての貴重な資料である。所載者は、南海郡直川村大字赤木安藤徳治氏。

④ 麦 拝借願

奉願口上書

一表 拾石

右者当浦百姓共之内、難波仕候ニ付書面之麦拝借仕度奉願候、御慈悲之上右願之通被為、仰付被下候は、難有仕令可奉存候、尤返上之儀は被、仰付次第急度上納皆済可仕上候、依奉願候処如件

嘉永六年三月二十二日

役 人 印

進 上

——これは藩庁に提出した願書の控書、役人印とあるところには村役人である庄屋、組頭、頭百姓などの連名捺印である。

尚この願書と共に借用表(又は米)の返済、大てい分割返済の方法を書いた御請証文を出していた。

これは羽出浦(南海郡郡鶴見町)の郡惣總代の保管にある古文書で、前掲のよう三月に麦拾石を借用している上に引続き米を次のように借りている。

嘉永六年十二月 米五拾石借用

(安政元年) 嘉永七年十一月 米五拾石式斗

安政二年十一月 米四拾六石八斗

(提供 羽出浦安部弥吉門氏)